

## 9-26 漁業最低賃金(令和6年度)

(単位:円)

| 区分   | 決定権者     | 諮詢年月日      | 答申年月日      | 決定公示年月日    | 決定金額(月額・一人歩船員) |         |                       |                       | 効力発生年月日    |
|------|----------|------------|------------|------------|----------------|---------|-----------------------|-----------------------|------------|
|      |          |            |            |            | かつお・まぐろ        | いかつり    | 沖合底びき網                | 大中型まき網                |            |
| 全国   | 大臣       | 令和6年7月24日  | 令和6年12月9日  | 令和7年2月10日  | 213,300        | —       | —                     | —                     | 令和7年3月12日  |
| 全国   | 大臣       | 令和6年11月21日 | 令和7年3月6日   | 令和7年5月9日   | —              | 213,300 | —                     | —                     | 令和7年6月8日   |
| 北海道  | 北海道運輸局長  | 令和6年8月8日   | 令和6年12月23日 | 令和7年2月20日  | —              | —       | 216,500               | —                     | 令和7年3月22日  |
| 北海道  | 北海道運輸局長  | 諮詢なし       | —          | 平成27年3月20日 | —              | —       | —                     | 195,300               | 平成27年4月19日 |
| 東北   | 東北運輸局長   | 令和6年8月20日  | 令和7年1月10日  | 令和7年5月16日  | —              | —       | 219,700               | —                     | 令和7年6月15日  |
| 東北   | 東北運輸局長   | 令和6年8月20日  | 令和7年1月10日  | 令和7年4月24日  | —              | —       | —                     | 218,200               | 令和7年5月24日  |
| 北陸信越 | 北陸信越運輸局長 | 令和6年8月6日   | 令和7年1月16日  | 令和7年3月17日  | —              | —       | 222,100               | 222,100               | 令和7年4月16日  |
| 関東   | 関東運輸局長   | 令和6年8月19日  | 令和6年12月23日 | 令和7年3月3日   | —              | —       | 210,500               | 207,000               | 令和7年4月2日   |
| 中部   | 中部運輸局長   | 令和6年8月20日  | 令和7年2月25日  | 令和7年4月15日  | —              | —       | 224,000               | 226,000               | 令和7年5月15日  |
| 近畿   | 近畿運輸局長   | 令和6年8月5日   | 令和7年1月16日  | 令和7年3月24日  | —              | —       | 220,000               | —                     | 令和7年4月23日  |
| 近畿   | 近畿運輸局長   | 諮詢なし       | —          | 平成11年1月20日 | —              | —       | —                     | 191,800               | 平成11年2月19日 |
| 神戸   | 神戸運輸監理部長 | 令和6年8月2日   | 令和7年1月16日  | 令和7年3月24日  | —              | —       | 225,600               | —                     | 令和7年4月23日  |
| 中国   | 中国運輸局長   | 令和6年8月8日   | 令和6年12月26日 | 令和7年3月7日   | —              | —       | 213,300<br>注1 196,000 | 213,300               | 令和7年4月6日   |
| 四国   | 四国運輸局長   | 令和6年8月2日   | 令和7年1月29日  | 令和7年3月27日  | —              | —       | 199,800               | 213,300<br>注2 205,800 | 令和7年4月26日  |
| 九州   | 九州運輸局長   | 令和6年11月14日 | 令和7年2月12日  | 令和7年4月24日  | —              | —       | 200,200               | —                     | 令和7年5月24日  |
| 九州   | 九州運輸局長   | 令和6年9月4日   | 令和7年2月12日  | 令和7年4月24日  | —              | —       | —                     | 213,300               | 令和7年5月24日  |

(一人歩船員)…雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たって基準となる配分単位1単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいう。

対象船員 かつお・まぐろ…かつお・まぐろ漁業(漁業の許可及び取締り等に関する省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。)の用に供する漁船の乗組員。

いかつり…総トン数30トン以上の動力船により、つりによっていかをとることを目的とする漁業に従事する漁船の乗組員。

沖合底びき網…沖合底びき網漁業の用に供する漁船の乗組員。

大中型まき網…大中型まき網漁業の用に供する漁船の乗組員。

注1 鳥取県、島根県及び山口県内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者に雇用されている船員であって、2そうびき沖合底びき網漁業の漁船に乗り組む者。

注2 愛媛県内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者に雇用されている船員であって、もっぱら豊後水道海域において操業する船舶に乗り組む者。